

欧州委員会による我が国格付会社規制の同等性評価の経緯

(1) 格付会社に関する欧州議会及び理事会規則（2009年11月公布）では、格付会社は、規制目的で利用される格付を発行するためには、登録を受けなければならないとされ、欧州連合（EU）域内で設立された法人であること等が登録の要件とされている。

EU域外の格付会社の格付については、①EU域内のグループ会社（本規則により登録された格付会社）により承認を受けた場合、②EU加盟国より個別に格付利用を認めるための証明を受けた場合のいずれかの場合に限り、EU域内における規制目的での利用が可能とされている。

従って、EU域内に拠点のない我が国の格付会社の格付について、引き続きEU域内における規制目的での利用が可能となるためには、上記②の証明が必要となる。

(2) 上記②の証明の要件として、(i) EU域外の格付会社が母国当局において登録・監督され、欧州委員会（EC）により当該母国の法律・監督上の枠組みが本規則と同等と評価されていること（同等性評価）、(ii) 欧州監督当局と第三国当局との間で協力の取極めが存在すること等が定められている。

上記(i)については、ECによる同等性評価に先立ち、ECが欧州証券規制当局委員会（CESR）に対して技術的助言を求め、これを受け、2010年6月9日、CESRより格付会社に対する我が国の規制・監督の枠組みは、概ね欧州規制の枠組みと同等であるとECへ提言する、我が国の格付会社規制の同等性に関する技術的助言に係る報告書が公表された。

(3) ECは、2010年9月28日、格付会社に対する我が国の規制・監督の枠組みを欧州規制と同等とする決定を行った。

(以上)